

令和6年12月24日

名古屋市住宅供給公社 総務課

名古屋市住宅供給公社工事請負契約約款の読み替えについて

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）が令和6年12月13日に施行されたことに伴い、名古屋市住宅供給公社工事請負契約約款を、下記のとおり読み替えていただきますようお願いいたします。なお、読み替え後の記載内容で作成された名古屋市住宅供給公社工事請負契約約款を使用する場合は、この限りではありません。

記

読み替え前	読み替え後
<p>（現場代理人及び主任技術者等） 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人</p> <p>(2) 主任技術者又は監理技術者（建設業法第26条第3項本文の工事の場合は専任の主任技術者又は監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。ただし、監理技術者にあつては、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）を専任で置くときは、この限りではない。）</p> <p>(3) 監理技術者補佐（専任で置くときに限る。）</p> <p>(4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>（現場代理人及び主任技術者等） 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人</p> <p>(2) 主任技術者又は監理技術者（建設業法第26条第3項本文の工事の場合は専任の主任技術者又は監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。ただし、監理技術者にあつては、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）を専任で置くときは、この限りではない。）</p> <p>(3) 監理技術者補佐（専任で置くときに限る。）</p> <p>(4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>2～5（略）</p>

以上